

知立市ボランティア・市民活動センターよりお知らせ

要約筆記体験講座受講者募集！

「書いて伝えるボランティア」

あなたの家族や友達の耳が聞こえなくなったら、どのようにコミュニケーションをとりますか？話の内容を分かりやすく書いて伝える方法を体験します。聞こえにくくなって、お困りの方も、ぜひどうぞ！

- 場 所** 知立市地域福祉センター（福祉の里ハツ田内）3階 視聴覚室
- 日 時** 11月24日（水）10:00～12:00
- 内 容** 「聴覚障がい者理解」「ノートテイク（要約筆記）の書き方」等
- 対 象** 18歳以上（市内外を問わず）
- 定 員** 15名（定員になり次第締め切ります）
- 受 講 料** 無料
- 持 ち 物** 筆記用具
- 受付期間** 10月1日（金）～11月17日（水）
- 講 師** ボランティア・市民活動グループ 「要約筆記みどり」



メンバー募集

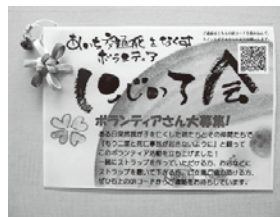
あいち交通死をなくすボランティアにじいろ会

活動内容

ある日突然我が子を亡くした親たちとその仲間たちで「もう二度と死亡事故が起きないように」と願い、このボランティア活動を立ち上げました。主な活動内容は啓発用のストラップ作りです。活動は毎週金曜日午後1時～4時頃迄で、知立市地域福祉センター（福祉の里ハツ田内）で行います。

メッセージ

私たちは遺族とその仲間ですが、交通事故をなくしたいと思う方ならどなたでも大歓迎です。啓発用のストラップはご自宅でも作れます。

申込み
問合せ

知立市ボランティア・市民活動センター 電 話：82-3339 FAX：82-3385
メール：v-center@chiryu-shakyo.or.jp

ベルマーク・使用済み切手の収集・仕分け日 10月23日（土）10:00～15:00

知立市社会福祉協議会
（知立市地域福祉センター）の
相談窓口と連絡先

社会福祉協議会では、様々な相談をお受けしています。各事業の連絡先は、次のとおりです。ぜひ、ご利用ください。

部 署	市外局番	電 話	FAX
①知立市社会福祉協議会（代表）	0566	82-8833	83-4070
②東部地域包括支援センター（高齢者相談）		82-8855	
③訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）		82-8120	
④居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）		45-7316	
⑤障害者基幹相談支援センター（障がい者等相談）		45-7285	
⑥自立相談支援センター（貸付・生活相談）		45-7286	
⑦地域活動支援センター（障がい者講座）		45-7287	
⑧成年後見支援センター（成年後見制度等相談）		45-7325	
⑨通所介護事業所（デイサービス）		45-7315	
⑩ボランティア・市民活動センター（相談・紹介）		82-3339	82-3385

【所在地】 知立市ハツ田町泉43番地（知立市福祉の里ハツ田内）
【開所時間】 ①～⑨ 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く） ⑩ 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

社 協 だより

第270号

発行：社会福祉法人 知立市社会福祉協議会
TEL (0566) 82-8833(代) FAX (0566) 83-4070

あなたも気軽にボランティア

一度使用された「切手」や「ベルマーク」が役立てられているのをご存じですか？

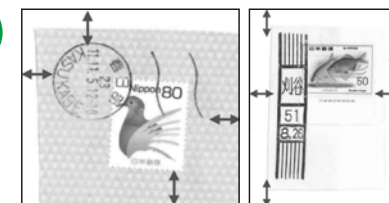
「使用済み切手」は国内の諸団体が行うボランティア活動に、「ベルマーク」は市内小・中学校の設備の充実に役立てられています。

ボランティア・市民活動センターでは一年中受付を行っており、お持ちいただけると活動団体へお届けするのと、気軽にできるボランティア活動として、この「使用済み切手」と「ベルマーク」の仕分けや整理をする活動を推進しています。ボランティア・市民活動センターでもこの仕分け作業を毎月1回（4ページ参照）行っています。この機会にご家庭や職場で気軽にできるボランティアとして始めてみませんか？

正しい切り取り方のご紹介

使用済み切手

消印全体が残るように切手と消印から1cm以上余白を残して大きく切り取る。



※四方いずれも1cm以上残す

ベルマーク

番号と点数を残して切ってね！



～収集ボランティア活動参加体験レポート～

夏休みに高校生2人が収集ボランティア活動に参加し、笑顔いっぱい細かな作業を手伝ってくれました。ありがとうございました。

知立市には困っている人のために貢献することができる体験や活動があると聞き、すごいなと思いました。



ベルマークの仕分け作業中

お金の寄付だけでなく、細やかな気遣いのほうが案外、人の心を救うのではないかと思います。ベルマークもたくさん集まってい、「ちりも積もれば山となる」ということわざを思い出しました。



じぶんの町を良くするしくみ 赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

募金は私達のくらしの
身近なところに
いかされています！

運動期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

共同募金への寄付金には、税制上の優遇措置があります。

- ① 個人の寄付金は、所得税の『所得控除』または『税額控除』、個人住民税の『税額控除』の対象になります。
- ② 会社などの法人の寄付金は、全額損金算入ができます。

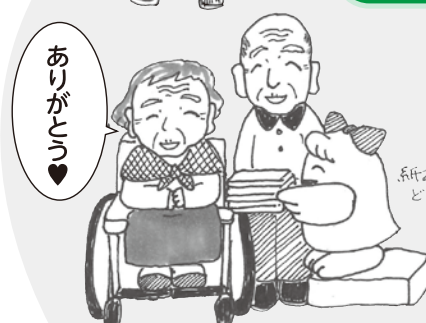
あなたは一人じゃない。

「助け合う」という言葉は、
とても温かい言葉だと思います。
そこには「人」がいて、「人」がいる。
けっして一人じゃない。一人にさせない。
「困ったときはお互いさま」の精神から
始まった赤い羽根の募金活動。
世の中の、誰もがしんどい今こそ、
そのチカラを発揮するときです。
(赤い羽根共同募金 ホームページより)

意志あるお金、募金のチカラ



高齢者サロン



紙おむつの配付や敬老金

このような活動にも使われています。



おもちゃ図書館



声の広報



理美容ボランティア



福祉健康まつり

(令和3年度は中止)

(要約筆記体験講座)



(車いす体験講座)

夏休みの青少年福祉体験学習やボランティアの養成に使われたりしています



生まれてから、あなたの人生に寄り添えるように



募金に協力したよ！

学校、職場、街頭、町内会等で集められた募金は、



市内の学校で福祉実践教室に使われたり